



報道機関 各位

記者発表資料  
平成30年8月21日（火）  
問い合わせ先：産業廃棄物指導課  
課長：田村  
担当：金澤、相良  
電話：829-1608

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

さいたま市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対し行政処分を行いました。

### 記

#### 1 被処分者

- (1) 名 称 埼玉土木株式会社
- (2) 住 所 さいたま市岩槻区加倉五丁目14番65号
- (3) 許 可 内 容 産業廃棄物処分業（許可番号：10120011261）
- (4) 事業の範囲 中間処分業  
破砕：木くず（再利用可能なものに限る）

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の事業の全部の停止 30日間  
（平成30年8月22日から平成30年9月20日まで）

#### 3 処分年月日

平成30年8月21日

#### 4 行政処分を行う理由

埼玉土木株式会社は、平成30年5月1日から同年6月13日までの間に産業廃棄物管理票<sup>\*</sup>の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを192回受けた。

このことは、法第12条の4第2項の規定に違反しており、法第14条の3第1号に該当する。

<sup>\*</sup>産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度とは

不適正処理や不法投棄を防止することを目的として、排出事業者が委託した産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでの処理状況を確認するための制度です。